

公告

公立陶生病院院内保育所運營業務に関する公募型プロポーザル（以下「公募型プロポーザル」という。）については、次のとおりである。

令和6年8月26日

公立陶生病院組合

管理者 瀬戸市長 川本 雅之

1 公募型プロポーザルに付する事項

(1) 業務名

公立陶生病院院内保育所運營業務委託

(2) 業務内容

公立陶生病院ホームページ (<https://www.tosei.or.jp/>) に掲載する「公立陶生病院院内保育所運營業務委託仕様書」による。

(3) 委託期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで（36か月）

(4) 契約予定日

令和6年10月下旬

(5) 履行準備（引継）期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(6) 事業費提案上限額

本業務の事業費総額は、金153,078,000円（消費税額及び地方消費税額含む。）を上限とする。

※地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定に基づく「債務負担行為」とする。

(7) 業務場所

愛知県瀬戸市小金町10番地（公立陶生病院院内保育所ひまわり内）

2 プロポーザルに参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 公告日前日において、令和6・7年度瀬戸市入札参加資格者名簿（物品等）に保育に係る業務が掲載されている者であること。

(3) 公告日から優先交渉者選定までの間において、公立陶生病院組合指名停止取扱要領に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けている者であること。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けている者であること。

- (6) 瀬戸市から「瀬戸市が行う契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (7) 次のいずれにも該当する認可保育施設又は認可外保育施設の運営実績が3年以上ある者であること。
 - ア 夜間保育を伴う施設であること。
 - イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく、児童福祉施設最低基準に規定する認可保育所と同等又はそれ以上の人員配置を保育士の有資格者で運営する施設であること。

3 参加手続

- (1) 担当部署及び問い合わせ先
 - 〒489-8642 瀬戸市西追分町160番地
 - 公立陶生病院 事務局管理部総務課庶務係 担当横山
 - 電話 0561-82-5101（内線5312）
 - FAX 0561-82-9139
 - メールアドレス：shomu@tosei.or.jp
- (2) 提出書類及び添付書類
 - ア プロポーザル参加資格確認申請書（様式1）
入手方法は、公立陶生病院ホームページからダウンロードする。
 - イ 添付書類
会社概要、登記事項証明書、直近から過去3年間の決算書、保育賠償責任保険等に参加している場合、その加入内容が分かる書類、個人情報保護対策に係る外部認証を受けている場合、その認証内容が分かる書類、運営実績を証する書類
- (3) 提出部数
各1部
- (4) 提出場所
「3(1) 担当部署及び問い合わせ先」と同じ。
- (5) 提出方法及び提出期間
 - 持参 令和6年8月26日（月）から9月6日（金）までの土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後5時まで
 - 郵送 令和6年8月26日（月）から9月6日（金）午後5時までに3(4)提出場所へ必着のこと（書留郵便に限る。）
- (6) その他
プロポーザル参加資格確認申請書を提出した者のうち、資格を有すると認められた者を提案者と認め、その結果について通知するものとする。

4 質問について

- (1) 質問書（様式2）の入手方法
公立陶生病院ホームページからダウンロードする。

(2) 提出期間

参加資格確認申請に関すること：令和6年8月26日（月）から9月2日（月）午後5時まで
提案に関すること：令和6年9月11日（水）から9月18日（水）午後5時まで

(3) 提出場所

「3(1) 担当部署及び問い合わせ先」と同じ。

(4) 提出方法

持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで）又は電子メールにて提出すること。なお、電子メールにて提出する場合は、必ず電話にて4(3)提出場所へ到達確認を行うこと。

5 提案書の提出方法等について

提案者として認められた者でプロポーザル参加を希望する者は、提案書を次のとおり提出すること。

(1) 提出部数

正本1部 副本5部

(2) 提出場所

「3(1) 担当部署及び問い合わせ先」と同じ。

(3) 提出方法及び提出期間

持参 令和6年9月11日（水）から令和6年10月2日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで

郵送 令和6年9月11日（水）から令和6年10月2日（水）午後5時までに5(2)提出場所へ必着のこと（書留郵便に限る。）

6 選定方法

審査は「公立陶生病院院内保育所運営業務委託公募型プロポーザル評価委員会」が評価基準に基づいて審査し、最も優れている提案者を優先交渉者とする。

審査方法は提出された提案書を基にプレゼンテーション及びヒアリングの内容を審査し決定する。

7 注意事項

次に該当する提案は無効とする。

(1) 第2項に示した提案資格を有しない者の提案

(2) 提案書等に虚偽の記載をした者の提案

(3) 提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案

(4) 評価の公平性に影響をあたえる行為をした者の提案

8 その他

その他詳細は、公立陶生病院ホームページに掲載する「公立陶生病院院内保育所運営業務委託公募型プロポーザル実施要項」による。